第１編　家事事件概説

Ⅰ　はじめに

１　家事審判法の廃止と家事事件手続法の施行

平成25年１月１日に家事事件手続法（平成23年法律第52号）及び家事事件手続規則（平成24年最高裁規則第８号）が施行された。家事事件手続規則は，家事事件手続法の定めるもののほか，家事事件の手続に関し，必要な事項として定めたものである（家事手続３）。

家事事件手続法について，最高裁判所は，家事事件の手続を国民にとって利用しやすく，現代社会に適合した内容のものにするため，家事事件の手続に関する法制について，管轄，当事者及び代理人，家事審判及び家事調停の手続，不服の申立て等の手続の基本的事項に関する規定を整備し，参加，記録の閲覧謄写，陳述の聴取等の手続保障に資する規定をより充実したものに改めるとともに，電話会議システム等による手続及び高等裁判所における調停等，その利便性の向上を図るための諸制度の新設等を行ったと説明している。

家事事件手続法の施行により，家事審判法，家事審判規則及び特別家事審判規則は廃止された（非訟事件手続法及び家事事件手続法の施行に伴う関係法律等の整備に関する法律（平成23年法律第53号。以下，「整備法」という。）３条，非訟事件手続法等の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（平成24年最高裁規則第９号）１条）が，整備法は，家事事件手続法の施行後もなお従前の例によるとして旧法を適用する家事事件を定め（整備法４・５），家事雑事件は最高裁通達が定めている。

２　家事事件と家庭裁判所

われわれが住むこの広い社会には，さまざまな変化を伴う各人各様の家庭生活が営まれ，それがいつも平穏無事であるとは限らない。このようなときに家庭の後見的役割を果そうとするのが家庭裁判所である。

３　家庭裁判所の性格

家庭裁判所で取り扱う家庭に関する事件は，人の身分に関する事件や，家

庭内の紛争を内容とし，非訴訟的でしかも保護的性格を有するから，その手続は，非訟事件として簡易迅速と秘密保持に重点をおくこととなる。このことから，家庭裁判所では，各事件につき実情に即した処理をするために職権探知の制度が採り入れられ，社会の良識の導入や科学性，教育性などあらゆる要求に応える制度を採り入れている。

4　家庭裁判所の権限

家庭裁判所は，家事事件手続法で定める家庭に関する事件の審判及び調停の権限（裁31の3①Ⅰ）及び人事訴訟法で定める人事訴訟の第一審の裁判の権限（裁31の3①Ⅱ）を有するほか，他の法律において特に定める権限を有する（裁31の3②）。

人事訴訟法の概要は，ⓐ離婚，認知等の人事訴訟の第一審の管轄を地方裁判所から家庭裁判所に移管するとともに，ⓑこれと密接に関連する損害賠償訴訟を家庭裁判所が併せて審理することとし，ⓒ審理に当たり，参与員の意見を聴くことができ，ⓓ離婚訴訟における親権者の指定や子の監護に関する処分の申立てについて家庭裁判所調査官の調査を活用し，ⓔ当事者尋問等については憲法が認める範囲において公開停止ができるものとされた。また，ⓕ裁判上の和解により離婚又は離縁をすることができ，ⓖ判決で定められた財産分与及び養育費について履行勧告の制度も設けられている。人事訴訟法に基づく人事訴訟の対象は，人事訴訟手続法が人事訴訟の対象としていたものと同様である。

5　家事事件の種類

家事事件とは，実務上民事事件，刑事事件，少年事件とならび用いられる用語であって，家事事件手続法が同法及びその他の法律で特に定める家庭に関する事件であると解する。

家庭事件記録符号規程の記録符号に「家」を付した事件には，審判事件（家），調停事件（家イ），家事雑事件（家ロ），家事共助事件（家ハ），家事抗告提起事件（家ニ），人事訴訟事件（家ホ），通常訴訟事件（家ヘ），民事控訴提起等事件（家ト），民事再審事件（家チ），（人訴法の）保全命令事件（家リ）がある。

6　家事手続案内

家事手続案内は，家庭内や親族間の問題の解決のため，家庭裁判所の手続

を利用しようとする人に対して，どういう申立てをすればよいか，申立てに際して準備すべき書類にはどういうものが必要か，その後の手続はどのように進むのかなどについて，手続的な観点から説明，案内を行い，「離婚した方がよいかどうか」とか「慰謝料がいくらくらいになるか」といった内容にわたる案内には応じられないとされている。

Ⅱ　家事事件の総則

1　通　則

(1)　家事事件手続法の趣旨

家事事件の手続は，他の法令に定めるもののほか，家事事件手続法の定めるところによる（家事手続1）。児童福祉法第28条第5項，性同一性障害者の性別の特例に関する法律第3条第2項が他の法令の例としてあげられている（金子修・一問一答1頁）にすぎない。

(2)　裁判所・当事者の責務

裁判所は，家事事件の手続が公正かつ迅速に行われるように努め，当事者は，信義に従い誠実に家事事件の手続を追行しなければならない（家事手続2）と定めた。民事訴訟法，新非訟事件手続法にも同旨の規定があるが，家事事件の手続は職権探知主義が採用され，かつ，裁判所の責務が定められているとしても，当事者が主体的に手続行為をすることを否定するものではなく，手続進行を裁判所に任せきりにしてよいということでない（豊澤佳弘「家事事件手続法の施行に向けて」ケース研究310・56）趣旨に解されている。

(3)　当事者が提出する書面

ア　書面の記載事項

申立書その他の当事者，利害関係参加人又は代理人が提出すべき書面には，①当事者及び利害関係参加人の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所，②事件の表示，③附属書類の表示，④年月日，⑤裁判所の表示を記載し，当事者，利害関係参加人又は代理人が記名押印するものとする（家事手続規1①）。

この場合，当事者，利害関係参加人又は代理人からその住所を記載した書面が提出されているときは，以後裁判所に提出する書面については，これを記載することを要しない（家事手続規1②）。

提出書面は，簡潔な文章で整然かつ明瞭に記載しなければならない（家事手

続規５，民訴規４）。

申立てその他の申述は，調停，審判事件の申立てなど特別の定めのある場合を除き，書面又は口頭ですることができる（家事手続規５，民訴規１①）。口頭で申述をするには，裁判所書記官の面前でしなければならない（家事手続規５，民訴規１②）。

イ　ファクシミリによる送信

裁判所に提出すべき書面には，特定の書面を除き，ファクシミリを利用して送信することにより提出することができる（家事手続規２①参照）。

ファクシミリを利用して書面が提出されたときは，裁判所が受信した時に，当該書面が裁判所に提出されたものとみなされる（家事手続規２②）。

この場合，裁判所は，必要があると認めるときは，提出者に対し，送信に利用した書面を提出させることができる（家事手続規２③）。

ウ　提出書面に記載した情報の電磁的方法による提供

裁判所は，書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者が当該書面に記載されている内容を記録した電磁的記録を有している場合において，必要があると認めるときは，その者に対し，当該電磁的記録に記録された情報を電磁的方法であって裁判所の定めるものにより裁判所に提供することを求めることができる（家事手続規３①）。

エ　申立書等の写しの提出

裁判所は，申立書その他の書面を送付しようとするとき，その他必要があると認めるときは，当該書面を裁判所に提出した者又は提出しようとする者に対し，その写しを提出することを求めることができる（家事手続規３②）。

(4)　公告等の方法

ア　公　告

公告は，特別の定めのある場合を除き，裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示し，かつ，官報に掲載してする（家事手続規４①）。公告に関する事務は，裁判所書記官が取り扱う（家事手続規４②）。

イ　催　告

家事事件に関する手続における催告は，相当と認める方法によることができる（家事手続規５，民訴規４①）。裁判所書記官は，催告をしたときは，その旨及び催告の方法を家事事件の記録上，明らかにしなければならない（家事手続規５，民訴規４②）。催告は，これを受けるべき者の所在が明らかでないとき，又はその者が外国にあるときは，催告すべき事項を公告すれば足りる。この場合には，その公告は，催告すべき事項を記載した書面を裁判所の掲示場その他裁判所内の公衆の見やすい場所に掲示して行う（家事手続規５，民訴規４③）。この場

合の催告は，公告をした日から１週間を経過した時にその効力を生ずる（家事手続規５，民訴規４④）。

ウ　通　知

家事事件に関する手続における通知は，相当と認める方法によることができる（家事手続規５，民訴規４①）。

通知（公示送達の場合の通知（民訴規46②）を除く。）は，これを受けるべき者の所在が明らかでないとき，又はその者が外国にあるときは，することを要しない。この場合においては，裁判所書記官は，その事由を家事事件の記録上，明らかにしなければならない（家事手続規５，民訴規４⑤）。

当事者その他の関係人に対する通知は，裁判所書記官にさせることができる（家事手続規５，民訴規４⑥）。裁判所書記官は，通知をしたときは，その旨及び通知の方法を家事事件の記録上，明らかにしなければならない（家事手続規５，民訴規４②）。

２　管　轄

(1)　家事事件の管轄

ア　土地管轄の原則的な定め

審判事件の管轄は，それぞれの審判事件について定められた家庭裁判所の管轄に属する。別表第２に掲げる事項についての審判事件は，この定めによる家庭裁判所のほか，当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄に属する（家事手続66①）。

調停事件は，相手方の住所地の家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所の管轄に属する（家事手続245①）。

裁判所の管轄は，家事審判若しくは家事調停の申立てがあった時，又は裁判所が職権で家事事件の手続を開始した時を標準として定める（家事手続８）。

イ　住所がないとき等

家事事件は，管轄が人の住所地により定まる場合において，日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときはその居所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属し，日本国内に居所がないときはその最後の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する（家事手続４）。

ウ　優先管轄

家事事件手続法の他の規定により２以上の家庭裁判所が管轄権を有するとき（親権，扶養に関する審判事件など）は，家事事件は，先に申立てを受け，又は職権で手続を開始した家庭裁判所が管轄する（家事手続５）。

1　後見開始の審判申立書

受付印	後見開始申立書
貼用収入印紙　円 予納郵便切手　円 予納収入印紙　円	（注意）登記手数料としての収入印紙は，貼らずにそのまま提出してください。 この欄に申立手数料としての収入印紙800円分を貼ってください（貼った印紙に押印しないでください）。

準口頭		関連事件番号　平成　　年（家　）第　　号

○○家庭裁判所御中 平成　○年　○月　○日	申立人の記名押印	東田良夫　㊞

添付書類	（同じ書類は1通で足ります。審理のために必要な場合は，追加書類の提出をお願いすることがあります。） □ 本人の戸籍謄本（全部事項証明書）　□ 本人の住民票又は戸籍附票 □ 本人の登記されていないことの証明書　□ 本人の診断書（家庭裁判所が定める様式のもの） □ 本人の財産に関する資料　□ 成年後見人候補者の住民票又は戸籍附票 □

申立人	住所	〒○○○－○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番○号	電話　○○○（○○○）○○○○ （　　方）
	フリガナ 氏名	ヒガシダ　ヨシオ 東田　良夫	大正 昭和 平成　○年○月○日生 （○○歳）
	職業	会社員	
	本人との関係	※　1　本人　2　配偶者　③　四親等内の親族（　　二男　　） 4　未成年後見人・未成年後見監督人　5　保佐人・保佐監督人 6　補助人・補助監督人　7　任意後見受任者・任意後見人・任意後見監督人 8　その他（　　）	
本人	本籍（国籍）	○○都道府県○○市○○町○丁目○番地	
	住所	〒○○○－○○○○ ○○県○○市○○町○丁目○番○号	電話　○○○（○○○）○○○○ （　　方）
	フリガナ 氏名	ヒガシダ　ヨシコ 東田　良子	男 大正 昭和 平成　○年○月○日生 （○○歳）
	職業	無職	

（注）　太わくの中だけ記入してください。　※の部分は当てはまる番号を○で囲み，3又は8を選んだ場合には，（　）内に具体的に記入してください。　　後見（1／2）

申立ての趣旨

本人について後見を開始するとの審判を求める。

申立ての理由

（申立ての動機，本人の生活状況などを具体的に記入してください。）

1　申立人は本人東田良子の二男です。

2　本人は昭和○年○月○日東田太郎と婚姻しましたが，太郎は平成○年○月○日死亡しました。太郎の遺産としては別紙目録に記載した土地建物があります。

3　本人は太郎と婚姻中から認知症の症状を呈していましたが，太郎の適切な監護があったので，病状は悪化することはありませんでした。

4　太郎の死後，本人の病気は進行して，身の回りの始末はかろうじてできますが，簡単な計算すらできない状態になってしまいました。

5　担当医師は本人を○○病院に入院させて治療を受けさせるよう勧告しています。

6　よって，申立人は本人を○○病院に入院させ，その療養看護に努めることにし，併せて亡太郎が残した遺産の相続問題を解決したいので，この申立てをします。

成年後見人候補者（適当な人がいる場合に記載してください。）	（いずれかを○で囲んでください。） ①申立人と同じ（右欄の記載は不要） 2．申立人以外（右欄に記載）	住所	〒　－　　電話　（　） （　　方）
		フリガナ 氏名	大正 昭和 平成　年　月　日生 （　　歳）
		職業	本人との関係
		勤務先	電話　（　）

（注）　太わくの中だけ記入してください。　　後見（2／2）

〔解　説〕

根　拠

後見開始（民7）の申立ては，別表第1の1の項の家事審判事件である。

概　要

1　後見の開始申立て　　精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者について，家庭裁判所は，申立権者の請求により，後見開始の審判をすることができる（民7）。精神上の障害により「事理を弁識する能力を欠く常況」の程度については，行為の結果について是非を弁別する能力を欠いていることをいう。これには，一時的に本心に復する場合も含むと解されている。

2　成年後見人選任申立て　　後見開始の審判を受けた者は，成年被後見人として，これに成年後見人が付される（民8）。後見開始の審判をするとき，家庭裁判所は，職権で，成年後見人を選任するから（民843①），この場合，成年後見人選任申立ては不要である。

3　保佐開始の審判等の取消し　　家庭裁判所は，後見開始の審判をする場合，本人が被保佐人又は被補助人であるときは，本人に係る保佐開始又は補助開始の審判を取り消さなければならない（民19①，家事手続別表1⑳㊴）。取消審判は，家庭裁判所の職権で行われる。

4　成年被後見人がした法律行為の取消し　　成年被後見人がした法律行為は，日用品の購入その他日常生活に関する行為を除いて，これを取り消すことができる（民9）。取消権者は，成年被後見人及び成年後見人である（民120①）。

5　家庭裁判所の考慮事項　　家庭裁判所は，成年後見人を選任するには，成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況，成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（成年後見人となる者が法人であるときは，その事業の種類及び内容並びにその法人及び代表者と成年被後見人との利害関係の有無），成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない（民843④）。

経過規定（禁治産宣告の効力）

(1)　成年後見に関する民法改正法（平成11年法律149号）は，平成12年4月1日から施行されている。改正前の民法（以下，「旧法」という）の規定による禁治産の宣告は新法の規定による後見開始の審判と，当該禁治産の宣告を受けた禁治産者並びにその後見人及び後見監督人は当該後見開始の審判を受けた成年被後見人並びにその成年後見人及び成年後見監督人とみなされる（民法改正法平11法149附則3①）。

(2)　成年被後見人，成年後見人若しくは成年後見監督人とみなされる者又は当該成年被後見人とみなされる者の配偶者若しくは四親等内の親族は，後見の

登記を申請することができる（後見登記附則２①）。

手数料は，１件につき，2,600円である（手数料令平12政25改正附則２）。

(3) 登記官は，後見の登記をしたときは，遅滞なく，戸籍事務管掌者に対し，その旨の通知をしなければならない（後見登記附則２④）。

(4) 戸籍事務管掌者は，この通知を受けたときは，当該通知に係る成年被後見人とみなされる者の戸籍を再製しなければならない（後見登記附則２⑤）。

申立手続

1 申立権者　本人，配偶者，四親等内の親族，未成年後見人，未成年後見監督人，保佐人，保佐監督人，補助人，補助監督人又は検察官（民７），市町村長（精神51の11の２，知障28，老福32），任意後見契約が登記されている場合，任意後見受任者，任意後見人，任意後見監督人（任意後見10②）。

2 管　轄　成年被後見人となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所（家事手続117①）。

3 申立費用　収入印紙800円（民訴費３①・別表第１⑮），予納郵便切手3,200円（500円３枚，100円５枚，82円10枚，52円２枚，20円８枚，10円10枚，１円16枚），予納収入印紙2,600円（手数料令14①Ⅰ），鑑定料。

4 添付書類　本人の戸籍謄本（全部事項証明書）・住民票（戸籍附票）・登記されていないことの証明書・診断書（家庭裁判所が定める様式のもの）・財産に関する資料，成年後見人候補者の住民票（戸籍附票）（法人である場合は法人登記事項証明書）。事情説明書等により，申立ての動機など申立ての実情の説明を要する事件がある。

審判手続

1 総則の規定の適用

一般的な審判の告知，発効その他については，下記Ⅱ，Ⅲを参照。

Ⅱ 家事事件の総則　５頁以下。

Ⅲ 家事審判に関する手続の総則　24頁以下。

2 成年後見に関する審判事件の特則

(1) 管轄

ア 後見開始の審判事件（別表第１の１の項）は，成年被後見人となるべき者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄に属する（家事手続117①）。

イ 成年後見に関する審判事件（別表第１の１の項から16の項）は，後見開始の審判事件を除き，後見開始の審判をした家庭裁判所の管轄に属する。ただし，後見開始の審判事件が家庭裁判所に係属しているときは，その家庭裁判所の管轄に属する（家事手続117②）。

(2) 手続行為能力の特則

次の審判事件（ア，エ，カの審判事件を本案とする保全処分の審判事件

を含む。）においては，成年被後見人となるべき者及び成年被後見人は，家事事件手続法第17条第１項において準用する民事訴訟法第31条の規定にかかわらず，法定代理人によらずに，自ら手続行為をすることができる。その者が被保佐人又は被補助人（手続行為をすることにつきその補助人の同意を得ることを要するものに限る。）であって，保佐人若しくは保佐監督人又は補助人若しくは補助監督人の同意がない場合も同様とする（家事手続118）。

ア　後見開始の審判事件
イ　後見開始の審判の取消しの審判事件
ウ　成年後見人の選任の審判事件
エ　成年後見人の解任の審判事件
オ　成年後見監督人の選任の審判事件
カ　成年後見監督人の解任の審判事件
キ　成年被後見人に関する特別代理人の選任の審判事件
ク　成年後見の事務の監督の審判事件
ケ　第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事件

(3)　精神の状況に関する鑑定及び意見の聴取

家庭裁判所は，成年被後見人となるべき者の精神の状況につき鑑定をしなければ，後見開始の審判をすることができない。ただし，明らかにその必要がないと認めるときは，この限りでない（家事手続119①）。

家庭裁判所は，成年被後見人の精神の状況につき医師の意見を聴かなければ，民法第10条の規定による後見開始の審判の取消しの審判をすることができない。ただし，明らかにその必要がないと認めるときは，この限りでない（家事手続119②）。

(4)　陳述及び意見の聴取

家庭裁判所は，次のア，イ，ウ，エ，オの審判をするときは，当該ア，イ，ウ，エ，オに定める者の陳述を聴かなければならない。ただし，成年被後見人となるべき者及び成年被後見人については，その者の心身の障害によりその者の陳述を聴くことができないときは，この限りでない（家事手続120①）。

ア　後見開始の審判　　成年被後見人となるべき者（申立人を除く。）
イ　後見開始の審判の取消しの審判（民法第10条の規定による場合に限る。）　　成年被後見人及び成年後見人（申立人を除く。）
ウ　成年後見人又は成年後見監督人の選任の審判　　成年被後見人となるべき者又は成年被後見人（申立人を除く。）
エ　成年後見人の解任の審判　　成年後見人

オ　成年後見監督人の解任の審判　　成年後見監督人

家庭裁判所は，次のア，イの審判をするときは，当該ア，イに定める者の意見を聴かなければならない（家事手続120②）。

ア　成年後見人の選任の審判　　成年後見人となるべき者

イ　成年後見監督人の選任の審判　　成年後見監督人となるべき者

(5)　申立ての取下げの制限

次のア，イ，ウの申立ては，審判がされる前であっても，家庭裁判所の許可を得なければ，取り下げることができない（家事手続121）。

ア　後見開始の申立て

イ　民法第843条第２項の規定による成年後見人の選任の申立て

ウ　民法第845条の規定により選任の請求をしなければならない者による同法第843条第３項の規定による成年後見人の選任の申立て

家事事件手続法第121条各号に掲げる申立ての取下げをするときは，取下げの理由を明らかにしなければならない（家事手続規78①）。この取下げについては，通常の取下げの通知（家事手続規52①）は要しないが（家事手続規78②），取下げの許可があったときは，裁判所書記官は，その旨を当事者及び利害関係参加人に通知しなければならない（家事手続規78③）。

(6)　審判の告知等

後見開始の審判は，成年被後見人となるべき者に通知しなければならない。この場合においては，成年被後見人となるべき者については，家事事件手続法第74条第１項の規定は適用しない（家事手続122①）。

次のア，イに掲げる審判は，家事事件手続法第74条第１項に規定する者のほか，当該ア，イに定める者に告知しなければならない（家事手続122②）。

ア　後見開始の審判　　民法第843条第１項の規定により成年後見人に選任される者並びに任意後見契約法第10条第３項の規定により終了する任意後見契約に係る任意後見人及び任意後見監督人

イ　後見開始の審判の取消しの審判　　成年後見人及び成年後見監督人

(7)　即時抗告

次のアないしキに掲げる審判に対しては，当該アないしキに定める者は，即時抗告をすることができる（家事手続123①）。

ア　後見開始の審判　　民法第７条及び任意後見契約法第10条第２項に規定する者（申立人を除く。）

イ　後見開始の申立てを却下する審判　　申立人

ウ　後見開始の審判の取消しの申立てを却下する審判　　民法第10条に規定する者

エ　成年後見人の解任の審判　　成年後見人

オ　成年後見人の解任の申立てを却下する審判　　申立人，成年後見監督人並びに成年被後見人及びその親族

カ　成年後見監督人の解任の審判　　成年後見監督人

キ　成年後見監督人の解任の申立てを却下する審判　　申立人並びに成年被後見人及びその親族

審判の告知を受ける者でない者による後見開始の審判に対する即時抗告の期間は，民法第843条第１項の規定により成年後見人に選任される者が審判の告知を受けた日（２以上あるときは，当該日のうち最も遅い日）から進行する（家事手続123②）。

(8)　成年後見の事務の監督

家庭裁判所は，適当な者に，成年後見の事務若しくは成年被後見人の財産の状況を調査させ，又は臨時に財産の管理をさせることができる（家事手続124①）。

財産の管理者については，委任の規定（民644・646・647・650）が準用される（家事手続124④）。

成年後見人等の解任に関する家庭裁判所調査官の報告等

家庭裁判所調査官は，成年後見人，成年後見監督人に解任事由（民846・852）があると認めるときは，その旨を家庭裁判所に報告しなければならない（家事手続規79①～③）。

成年後見の事務の監督に関する家庭裁判所調査官の報告等

家庭裁判所調査官は，成年後見の事務に関する処分（民863）の必要があると認めるときは，その旨を家庭裁判所に報告しなければならない（家事手続規80①②・79②）。

成年後見人に対する指示等

家庭裁判所は，いつでも，成年後見人に対し，成年被後見人の療養看護及び財産の管理その他の成年後見の事務に関し相当と認める事項を指示することができる（家事手続規81①）。

家庭裁判所は，いつでも，成年後見監督人に対し，成年後見監督の事務に関し相当と認める事項を指示することができる（家事手続規81②）。

財産の管理をする者については，委任の規定（民644・646・647・650）が準用される（家事手続124④）。

家庭裁判所は，財産の調査又は管理をした者（家事手続124①）に対し，成年被後見人の財産の中から，相当な報酬を与えることができる（家事手続124②）。

家庭裁判所は，家庭裁判所調査官に財産の調査をさせることができる（家事手続124③）。

(9) 財産の管理者の改任等

ア 財産の管理者の改任

家庭裁判所は，いつでも，第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事件において選任した管理者（以下「財産の管理者」という。）を改任することができる（家事手続125①）。

財産の管理者には，不在者の財産の管理の規定のうち，管理人の職務（民27），管理人の権限（民28），管理人の担保提供・報酬（民29）の規定が準用されている（民869・830④）。

イ 財産の管理者の財産の状況の報告・管理の計算

家庭裁判所は，選任（改任された管理者を含む。）した財産の管理者に対し，財産の状況の報告及び管理の計算を命ずることができる（家事手続125②）。この報告及び管理の計算に要する費用は，成年被後見人の財産の中から支弁する（家事手続125③）。

第三者が成年被後見人に与えた財産の管理に関する処分の審判事件において選任された管理者及び改任された管理者（家事手続125①）は，法令の規定によりその管理すべき財産の目録を作成する場合には，２通を作成し，その１通を家庭裁判所に提出しなければならない（家事手続規82①）。

家庭裁判所は，提出された財産の目録が不十分であると認めるときは，管理者に対し，公証人に財産の目録を作成させることを命ずることができる（家事手続規82②）。

ウ 財産の管理者の担保提供

家庭裁判所は，財産の管理者に対し，その提供した担保の増減，変更又は免除を命ずることができる（家事手続125④）。

財産の管理者の不動産又は船舶の上に抵当権の設定を命ずる審判が効力を生じたときは，裁判所書記官は，その設定の登記を嘱託しなければならない。設定した抵当権の変更又は消滅の登記についても同様とされる（家事手続125⑤，家事手続規83①②）。

エ 財産の管理に関する処分の取消し

家庭裁判所は，成年被後見人が財産を管理することができるようになったとき，管理すべき財産がなくなったときその他財産の管理を継続することが相当でなくなったときは，成年被後見人，財産の管理者若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で，財産の管理者の選任その他の財産の管理に関する処分の取消しの審判をしなければならない（家事手続125⑦）。

この申立ては，家事雑事件である（受付通達別表５・12・⑳）。

⑽　後見開始の審判事件を本案とする保全処分

ア　財産の管理者の選任・事件の関係人に対する指示

a　財産の管理者の選任等の申立て

家庭裁判所は，後見開始の申立てがあった場合において，成年被後見人となるべき者の生活，療養看護又は財産の管理のため必要があるときは，申立てにより又は職権で，担保を立てさせないで，後見開始の申立てについての審判か効力を生ずるまでの間，財産の管理者を選任し，又は事件の関係人に対し，成年被後見人となるべき者の生活，療養看護若しくは財産の管理に関する事項を指示することができる（家事手続126①）。

財産の管理者の選任等の申立ては，家事雑事件である（受付通達別表5・11・(4)）。

b　財産の管理者の改任等

財産の管理者には，管理者の改任等（家事手続125①～⑥）及び民法第27条から第29条まで（民法第27条第2項を除く。）の規定が準用される（家事手続126⑧，家事手続規84・83）。

c　管理者による財産の目録の提出等

選任された財産の管理者（家事手続126①）及び改任された財産の管理者（家事手続126⑧・125①）は，法令の規定によりその管理すべき財産の目録を作成する場合には，2通を作成し，その1通を家庭裁判所に提出しなければならない（家事手続規84・82①）。

家庭裁判所は，提出された財産の目録が不十分であると認めるときは，管理者に対し，公証人に財産の目録を作成させることを命ずることができる（家事手続規84・82②）。

イ　後見命令

a　後見命令の申立て

家庭裁判所は，後見開始の申立てがあった場合において，成年被後見人となるべき者の財産の保全のため特に必要があるときは，当該申立てをした者の申立てにより，担保を立てさせないで，後見開始の申立てについての審判が効力を生ずるまでの間，成年被後見人となるべき者の財産上の行為（民法第9条ただし書に規定する行為を除く。）につき，財産の管理者（家事手続126①）の後見を受けることを命ずることができる（家事手続126②）。

後見命令の申立ては，家事雑事件である（受付通達別表5・10・(5)）。

b　成年被後見人となるべき者の陳述の聴取

家庭裁判所は，成年被後見人となるべき者の心身の障害により，そ

の者の陳述を聴くことができないときは，家事事件手続法第107条（仮の地位を定める仮処分の審判を受ける者の陳述の聴取）の規定にかかわらず，その者の陳述を聴く手続を経ずに，後見命令の審判をすることができる（家事手続126③）。

c　後見命令の発効

後見命令の審判は，財産の管理者（家事手続126①。数人あるときは，そのうちの１人）に告知することによって，その効力を生ずる（家事手続126④）。

d　成年被後見人となるべき者に対する通知

後見命令の審判は，成年被後見人となるべき者に通知しなければならない。この場合においては，成年被後見人となるべき者については，家事事件手続法第74条第１項（審判を受ける者に対する審判の告知）の規定は適用しない（家事手続126⑤）。

e　即時抗告

審判前の保全処分に対する即時抗告については，家事事件手続法第110条参照。

審判の告知を受ける者でない者による後見命令の審判に対する即時抗告の期間は，財産の管理者が後見命令の審判の告知を受けた日（２以上あるときは，当該日のうち最も遅い日）から進行する（家事手続126⑥）。

f　財産上の行為の取消し

後見命令の審判があったときは，成年被後見人となるべき者及び財産の管理者（家事手続126①）は，成年被後見人となるべき者がした財産上の行為を取り消すことができる。この場合においては，制限行為能力者の行為の取消しの規定を準用する（家事手続126⑦）。

(11)　成年後見人の解任の審判事件等を本案とする保全処分

ア　家庭裁判所は，成年後見人の解任の審判事件が係属している場合において，成年被後見人の利益のため必要があるときは，成年後見人の解任の申立てをした者の申立てにより又は職権で，成年後見人の解任についての審判が効力を生ずるまでの間，成年後見人の職務の執行を停止し，又はその職務代行者を選任することができる（家事手続127①）。

後見命令の申立ては，家事雑事件である（受付通達別表５・11・(8)）。

成年後見人の職務の執行を停止する審判は，職務の執行を停止される成年後見人，他の成年後見人又は選任した職務代行者（家事手続127①）に告知することによって，その効力を生ずる（家事手続127②）。

家庭裁判所は，いつでも，選任した職務代行者（家事手続127①）を改任することができる（家事手続127③）。

家庭裁判所は，選任し（家事手続127①），又は改任した（家事手続127③）職務代行者に対し，成年被後見人の財産の中から，相当な報酬を与えることができる（家事手続127④）。

イ　成年後見監督人の解任の審判事件を本案とする保全処分

これについては，成年後見人の解任の審判事件を本案とする保全処分の規定が準用される（家事手続127⑤）。

後見登記法に定める登記の嘱託

1　後見開始の登記

後見開始の審判が効力を生じた場合，裁判所書記官は，遅滞なく，後見登記等に関する法律（以下，「後見登記法」という）に定める登記を嘱託しなければならない（家事手続116，家事手続規77①）。また，後見開始の審判により終了する任意後見契約があるときは，裁判所書記官は，遅滞なく，その任意後見契約が終了した旨についても登記嘱託をしなければならない（家事手続116，家事手続規77③）。手数料は，１件につき，2,600円である（手数料令14①Ⅰ）。

2　登記事項の変更登記申請

(1)　成年被後見人，成年後見人，成年後見監督人は，成年被後見人，成年後見人，成年後見監督人の登記事項に変更が生じたことを知ったときは，嘱託による登記がされる場合を除き，変更の登記を申請しなければならない（後見登記７①Ⅰ）。

(2)　(1)の場合，成年被後見人等の親族その他の利害関係人は，嘱託による登記がされる場合を除き，変更の登記を申請することができる（後見登記７②）。

(3)　後見開始の審判に基づく登記の嘱託についての手数料の額には，変更の登記の申請についての手数料の額を含む（手数料令14②Ⅳ）。

3　登記事項証明書の交付申請

本人，成年後見人等は，登記官に対し，登記事項証明書の交付請求をすることができる（後見登記10）。登記事項証明書の交付請求をする者は，収入印紙をもって，手数料を納付しなければならない（後見登記11）。手数料は，１通につき550円である（手数料令２⑨）。

45　親権停止審判申立書

受付印	家事審判申立書　事件名（　　）
収入印紙　円 予納郵便切手　円 予納収入印紙　円	（この欄に申立手数料として1件について800円分の収入印紙を貼ってください。） （貼った印紙に押印しないでください。） （注意）登記手数料としての収入印紙を納付する場合は，登記手数料としての収入印紙は貼らずにそのまま提出してください。

準口頭		関連事件番号　平成　　年（家　）第　　号

○○家庭裁判所 御中 平成○年○月○日	申立人 （又は法定代理人など） の記名押印	乙田竹子　㊞

添付書類	（審理のために必要な場合は，追加書類の提出をお願いすることがあります。） 申立人，親権者，子の戸籍謄本

申立人	本籍（国籍）	（戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は，記入する必要はありません。） ○○都道府県○○市○○町○丁目○番地
	住所	〒○○○－○○○○　電話 ○○○（○○○）○○○○（　方） ○○県○○市○○町○丁目○番○号
	連絡先	〒　－　電話（　）（　方）
	フリガナ 氏名	オツダタケコ 乙田竹子　大正 昭和 平成 ○年○月○日生（○○歳）
	職業	主婦
※親権者	本籍（国籍）	（戸籍の添付が必要とされていない申立ての場合は，記入する必要はありません。） ○○都道府県○○市○○町○丁目○番地
	住所	〒○○○－○○○○　電話 ○○○（○○○）○○○○（　方） ○○県○○市○○町○丁目○番○号
	連絡先	〒　－　電話（　）（　方）
	フリガナ 氏名	コウノハナコ 甲野花子　大正 昭和 平成 ○年○月○日生（○○歳）
	職業	店員

（注）　太枠の中だけ記入してください。　※の部分は，申立人，法定代理人，成年被後見人となるべき者，不在者，共同相続人，被相続人等の区別を記入してください。別表第一（1／2）

申立ての趣旨

親権者甲野花子の子甲野桃子（本籍並びに住所は親権者のそれと同じ。）に対する親権を停止する審判を求める。

申立ての理由

1　申立人は，親権者甲野花子の姉である。
2　母甲野花子は，亡甲野太郎との間の長女桃子と2人暮らしである。申立人と妹の花子とは2歳違いで，住居も近いので親しく交際している。
3　母甲野花子は，長女桃子に対して身体的虐待を繰り返したので，通報を受けた○○児童相談所は，○回，長女桃子を一時保護したことがある。
4　母甲野花子の長女桃子に対する虐待は，薬物使用が原因と考えられるので，申立人が入院治療を受けて虐待を止めるよう勧めたところ，同人は了承し，長女桃子も入院に賛成した。
5　母甲野花子入院中の長女桃子の生活は，申立人が自分で引き取ることは難しいので，児童養護施設へ入所を勧めたが花子は頑強に反対している。
6　申立人は，母甲野花子が入院して治療を受けさせることは長女桃子のために必要であり，入院中は，桃子は児童養護施設で生活する以外に方法はないと考えている。
7　申立人は，この際，母甲野花子の長女桃子に対する親権を停止し，長女桃子の未成年後見人には申立人が選任を受けて同人を児童養護施設に入所させて親権者甲野花子の快癒まで監護したいので，この申立てをする。

別表第一（2／2）

〔解　説〕

根　拠

親権停止（民834の２）の申立ては，別表第１の67の項の家事審判事件である。

概　要

父又は母による親権の行使が困難又は不適当であることにより子の利益を害するときは，家庭裁判所は，その父又は母について，親権停止の審判をすることができる（民834の２①）。

家庭裁判所は，親権停止の審判をするときは，その原因が消滅するまでに要すると見込まれる期間，子の心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮して，２年を超えない範囲内で親権を停止する期間を定める（民834の２②）。

親権喪失は父又は母による親権の行使が著しく困難，不適当であるときに，親権停止はそれが困難，不適当であるときにされる。

この制度の運用に関しては，細谷　郁・児童福祉法28条事件及び親権喪失等事件の合理的な審理の在り方に関する考察（家月64・６・１）参照。

申立手続

１　申立権者　　子，その親族，未成年後見人，未成年後見監督人，検察官（民834の２①），児童相談所長（児童福祉33の７）。

２　管　　轄　　子の住所地の家庭裁判所（家事手続167）。

３　申立費用　　収入印紙（子１名につき）800円。ただし，親権を停止される親権者が２人の場合は1,600円（民訴費３①・別表第１⑮）。予納郵便切手818円（82円９枚，10円８枚）。

４　添付書類　申立人，親権者，子の戸籍謄本（全部事項証明書）。

審判手続

１　総則の規定の適用

下記Ⅱ，Ⅲを参照。

Ⅱ　家事事件の総則　　５頁以下。

Ⅲ　家事審判に関する手続の総則　24頁以下。

２　親権に関する審判事件（親権喪失，親権停止又は管理権喪失）の特則

44「親権（管理権）喪失宣告審判申立書」209頁参照。